

○文京区個人情報の保護に関する条例

平成五年三月三十日

条例第六号

改正 平成一四年三月二六日条例第四号

平成一七年三月八日条例第二号

平成一九年三月一日条例第六号

平成一九年一〇月一日条例第四三号

平成二七年三月三日条例第三号

平成二七年一〇月一日条例第四〇号

平成二八年三月三日条例第四号

平成二九年三月七日条例第一号

令和三年九月三〇日条例第二四号

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 個人情報の収集等（第六条—第九条の二）

第三章 保有個人情報等の管理（第十条—第十二条の二）

第四章 保有個人情報等の利用（第十三条—第十五条の四）

第五章 自己情報の開示、訂正等（第十六条—第二十二條）

第六章 審査請求等（第二十三条—第二十四条）

第七章 事業者に対する指導及び勧告等（第二十五条—第二十七条の二）

第八章 雑則（第二十八条—第三十三条）

第九章 罰則（第三十四条—第三十八条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、区民等に対して自己情報（自己に関する保有個人情報及び保有特定個人情報を含む。以下同じ。）の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の保護等に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的な人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 二 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項（番号法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。
- 四 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下「文書等」という。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している個人情報をいう。
- 五 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している特定個人情報をいう。
- 六 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索できるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 七 特定個人情報ファイル 番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- 八 区民等 実施機関により個人情報等（個人情報及び特定個人情報をいう。以下同じ。）が保管されている区民又は区民以外の者をいう。
- 九 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。  
（実施機関等の責務）

第三条 実施機関は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、保有個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報等を収集し、又は保有個人情報等(保有個人情報及び保有特定個人情報をいう。以下同じ。)を保管し、若しくは利用する実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第五条 区民は、相互に基本的な人権を尊重し、個人情報等の保護の重要性を認識するとともに、個人情報等の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

## 第二章 個人情報の収集等

(適正な収集)

第六条 実施機関は、個人情報等を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(収集禁止事項)

第七条 実施機関は、思想、信条、宗教、人種、社会的差別の原因となる社会的身分及び犯罪に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令に定めがあるとき。

二 あらかじめ文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例(平成五年三月文京区条例第七号)に基づく文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会(以下「運営審議会」という。)の意見を聴いて、実施機関が収集することを特に必要であると認めたとき。

(収集の制限)

第八条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、

個人情報をも本人以外のものから収集することができる。

- 一 本人の同意があるとき。
  - 二 法令に定めがあるとき。
  - 三 出版、報道等によって公にされた個人情報を本人以外のものから収集するとき。
  - 四 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - 五 心神喪失等の事由により、個人情報を本人から直接収集することができない場合で、本人の福祉の向上を目的とし、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が本人以外のものから収集することを特に必要であると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項の規定により個人情報を収集したときは、本人以外のものから収集した旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第一号、第二号若しくは第三号の規定により個人情報を収集したとき又は運営審議会の意見を聴いて実施機関が特に通知する必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 本人又はその代理人から法令等に基づく申請行為その他これに類する行為により個人情報が収集されたときは、第一項の規定による収集がなされたものとみなす。

(業務の登録)

第九条 実施機関は、保有個人情報等に係る業務を新たに開始するときは、あらかじめ業務ごとに次に掲げる事項を個人情報業務登録簿に登録しなければならない。

- 一 業務の名称
  - 二 業務の目的
  - 三 対象となる個人の範囲
  - 四 個人情報等の項目
  - 五 個人情報等の保護管理に係る責任者
  - 六 前各号に掲げるもののほか、文京区規則（以下「規則」という。）で定める事項
- 2 実施機関は、業務を開始する前において、前項の規定により登録した業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、実施機関は、業務を開始した後において、緊急かつやむを得ないときは、第一項に規定する個人情報業務登録簿への登録又は登録の修正をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該登録又は登録の修正をしなければ

ばならない。

4 実施機関は、第一項若しくは前項の規定により登録をしたとき又は第二項の規定により登録を抹消したときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、個人情報業務登録簿を閲覧に供しなければならない。

(個人情報ファイル等の登録)

第九条の二 実施機関は、個人情報ファイル等(個人情報ファイル及び特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)を保有しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。

- 一 個人情報ファイル等の名称
- 二 個人情報ファイル等の利用目的
- 三 個人情報ファイル等に記録される項目
- 四 個人情報ファイル等に記録される個人の範囲
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイル(特定個人情報ファイルに該当するものを除く。)については、適用しない。

- 一 記録される個人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- 二 一年以内に消去することとなる個人情報ファイル
- 三 前項の規定による登録に係る個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録される項目及び記録される個人の範囲が当該登録に係るこれらの事項の範囲内のもの

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合において準用する。

### 第三章 保有個人情報等の管理

(適正な管理)

第十条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- 一 保有個人情報等を正確かつ最新なものとする事。
- 二 保有個人情報等の管理が必要でなくなったときは、遅滞なく廃棄し、又は消去すること。
- 三 保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止すること。

(責任者の設置)

第十一条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るため、規則で定め

るところにより個人情報等の保護管理に係る責任者を置かなければならない。

(受託者に対する措置)

第十二条 実施機関は、個人情報等を取り扱う業務を外部のものに委託しようとするときは、その委託契約において、個人情報等の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による委託をしたときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(受託者等の責務)

第十二条の二 実施機関から前条に規定する業務の委託を受けたもの、指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）、指定管理者から公の施設の管理に係る業務の委託を受けたもの及び実施機関又は指定管理者以外のものから更に委託を受けたもの（以下「受託者等」という。）は、当該受託者等が行う受託業務又は公の施設の管理に係る業務（以下「受託業務等」という。）において、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託者等若しくは受託者等であったもの又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### 第四章 保有個人情報等の利用

(適正な利用)

第十三条 実施機関は、収集した保有個人情報を業務の目的に即して、適正かつ合理的に利用しなければならない。

(目的外利用の制限)

第十四条 実施機関は、第九条の規定により登録した保有個人情報（保有特定個人情報に該当するものを除く。以下この項及び第十五条第一項において同じ。）に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報の利用（区の機関以外のものに行う提供を除く。以下「目的外利用」という。）をしようとするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。

一 法令に定めがあるとき。

二 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

三 区民の福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が目的外利用をすることを特に必要であると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第一号の規定により目的外利用をしたとき又は運営審議会の意見を聴いて実施機関が特に通知する必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 実施機関は、第二項の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。

5 実施機関は、第二項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第十四条の二 実施機関は、番号法第九条に規定する利用範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、番号法第九条に規定する利用範囲を超えて保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を利用したときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。

4 実施機関は、第二項の規定により保有特定個人情報を利用したときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第十五条 実施機関は、第九条の規定により登録した保有個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報を区の機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）をしようとするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、外部提供をすることができる。

一 法令に定めがあるとき。

二 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が外部

提供をすることを特に必要であると認めたとき。

- 3 第十四条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により外部提供をした場合について準用する。この場合において、「目的外利用」とあるのは「外部提供」と読み替えるものとする。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第十五条の二 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

- 2 実施機関は、番号法第十九条第十六号の規定により保有特定個人情報を提供したときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。
- 3 実施機関は、番号法第十九条第十六号の規定により保有特定個人情報を提供したときは、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

(電子計算組織への記録の禁止)

第十五条の三 実施機関は、第七条本文に規定する個人情報をその電子計算組織に記録してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 電子計算組織に記録することについて、法律又は条例に定めがあるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が電子計算組織に記録することを特に必要であると認めたとき。

(外部結合による個人情報の提供の禁止)

第十五条の四 実施機関は、その電子計算組織に体系的に構成され、記録された保有個人情報の集合体を区の機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線その他の方法によって結合すること（以下「外部結合」という。）により保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 外部結合により個人情報を提供することについて、法律又は条例に定めがあるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、区民福祉の向上に資し、かつ、個人情報の保護について適切な措置が講じられている場合において、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が外部結合により個人情報を提供することを特に必要であると認めたとき。
- 2 実施機関は、外部結合により保有個人情報を提供するに当たり必要があると認めたときは、その相手方に対して条件を付し、又は保有個人情報の保護について必要な措置等を行うよう求めるものとする。
- 3 実施機関は、第一項ただし書の規定により保有個人情報を提供したときは、その実施状況を運営審議会に報告しなければならない。



## 第五章 自己情報の開示、訂正等

### (開示の請求等)

第十六条 区民等は、実施機関に対し、自己情報の開示の請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、当該請求者に対し、当該請求に係る自己情報を開示しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第一項の請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。
  - 一 法令の規定によって本人に開示しないこととされているもの
  - 二 個人の指導、判定、評価、医療記録等に関する情報で、本人に開示することが妥当でないと思われるもの又は開示することにより本人の利益を害すると認められるもの
  - 三 取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関するものであって、本人に開示することによって、実施機関の適正な事業執行に著しい支障をもたらすおそれのあるもの
  - 四 第一項の請求に係る自己情報に請求者以外の者の保有個人情報等が含まれる場合であって、開示することにより当該個人の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、当該保有個人情報等が法令の規定により又は慣行として開示することが予定されているもの、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示する必要があると認められるもの及び当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において当該公務員等の職務の遂行に係る情報である場合を除く。
  - 五 第一項の請求に係る自己情報に法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示する

必要があると認められる情報を除く。

六 運営審議会の意見を聴いて、実施機関が特に本人に開示しないことが適当であると認められたもの

- 4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に、前項各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる自己情報とそれ以外の自己情報とが併せて記録されている場合において、開示しないことができる部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により開示の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる部分を除いて、当該自己情報を開示するものとする。

(訂正の請求)

第十七条 区民等は、自己情報について、事実に関する部分に誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求をすることができる。

(削除の請求)

第十八条 区民等は、実施機関が第六条、第七条、第八条第一項及び第二項の規定に違反して自己情報（自己に関する保有特定個人情報を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求をすることができる。

- 2 区民等は、実施機関が保有する自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有特定個人情報の削除の請求をすることができる。

- 一 第六条の規定に違反して収集されたとき。
- 二 第十四条の二第一項又は第二項の規定に違反して利用されているとき。
- 三 番号法第二十条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- 四 番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

- 3 区民等は、情報提供等記録について、削除の請求をすることができない。

(利用の中止の請求等)

第十九条 区民等は、実施機関が第十四条第一項若しくは第二項の規定に違反して自己情報の目的外利用をしていると認めるとき又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して自己情報の外部提供をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用の中止」という。）の請求をすることができる。

- 2 区民等は、実施機関が保有する自己に関する保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有特定個人情報の利用の中止の請求をすることができる。
  - 一 第六条の規定に違反して収集されたとき。
  - 二 第十四条の二第一項又は第二項の規定に違反して利用されているとき。
  - 三 番号法第二十条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
  - 四 番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。
- 3 区民等は、実施機関が自己に関する保有特定個人情報を第十五条の二第一項の規定に違反して提供していると認めるときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有特定個人情報の提供の中止の請求をすることができる。
- 4 区民等は、情報提供等記録について、利用又は提供の中止の請求をすることができない。  
(請求の方法)

第二十条 第十六条第一項の規定による開示の請求、第十七条の規定による訂正の請求、第十八条第一項若しくは第二項の規定による削除の請求、前条第一項の規定による利用の中止の請求又は同条第二項若しくは第三項の規定による利用若しくは提供の中止（以下「提供等の中止」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
  - 二 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
  - 三 請求の内容及び理由
  - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の請求をしようとする者は、請求に当たり本人であることを明らかにしなければならない。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、代理権を有することを証する書類を添付した上で、本人に代わって第一項に規定する請求書の提出をすることができる。
    - 一 請求に係る自己情報が保有特定個人情報であるとき。
    - 二 請求に係る自己情報が保有個人情報である場合（前号に該当する場合を除く。）において、実施機関が特別の理由があると認めたとき。

(請求に対する決定等)

第二十一条 実施機関は、前条第一項又は第三項に規定する請求書を受理したときは、開示の請求にあつては直ちに、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求にあつては請求書を受理した日の翌日から起算して二十日以内に、当該請求に応じるか否かの決定（以下「可否の決定」という。）を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の可否の決定を行ったときは、開示の請求にあつては直ちに、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求にあつては速やかに、当該決定の内容を記載した書面により当該請求者に対し通知しなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、第一項の規定に基づき当該請求に応じないことと決定したとき（当該請求の一部について応じないことと決定したときを含む。）は、その理由を当該書面に記載しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、自己情報を開示しないことの決定を行った当該自己情報に記録されている情報が、期間の経過により第十六条第三項各号に規定する開示しないことができる自己情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その該当しなくなる時期を当該書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、第一項の規定にかかわらず、開示の請求に係る自己情報の検索又は可否の決定に日時を要する場合は、請求書を受理した日の翌日から起算して十四日以内に可否の決定を行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかにその旨を書面により当該請求者に通知しなければならない。

6 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項で定める訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求若しくは提供等の中止の請求に対する可否の決定に係る期間又は前項の期間内に可否の決定を行えないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長する期間及び理由を記載した書面により当該請求者に通知しなければならない。

（自己情報の存否に関する情報）

第二十一条の二 実施機関は、第十六条第一項の開示の請求に対し、当該請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、同条第三項の自己情報を開示することとなる場合に限り、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示の請求を拒否した場合は、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第二十一条の三 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に実施機関及び開示請求者以外の

もの（以下この条、第二十三条の三及び第二十三条の四において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示等の決定に先立ち、当該第三者に対し、当該請求に係る自己情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が請求に係る自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（決定後の手続等）

第二十二条 実施機関は、第二十一条第一項の規定により開示の請求、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に応じることの決定を行ったときは、当該請求に応じなければならない。

- 2 自己情報の開示は、実施機関が、書面により指定する日時及び場所において、当該請求に係る自己情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は当該自己情報の写しを交付することによって行うものとする。この場合において、自己情報の記録媒体の種類、性質及び状態に応じた開示の方法は、規則で定める。
- 3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該情報に代えて、その写しにより開示することができる。
- 4 実施機関は、訂正の請求（情報提供等記録の訂正の請求を除く。）、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。
- 5 実施機関は、情報提供等記録の訂正の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を総務大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは同号に規定する情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは同号に規定する条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に、書面によりその旨を通知しなければならない。

## 第六章 審査請求等

（審査請求）

第二十三条 第二十条第一項の規定に基づく請求（以下「開示等請求」という。）に対する決定（以下「開示等決定」という。）又は開示等請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項本文の規定は、適用しない。  
（文京区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問）

第二十三条の二 前条第一項の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成五年三月文京区条例第八号）に基づく文京区情報公開及び個人情報保護審査会に対し、諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（当該自己情報の開示について第二十一条の三第二項に規定する反対の意思を表示した意見書が提出されているときを除く。）

三 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正、削除、利用の中止又は提供等の中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しその他の規則に定める文書を添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第二十三条の三 前条第一項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）

二 開示等請求を行った者（開示等請求を行った者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る自己情報の開示について第二十一条の三第二項に規定する反対の意思を表示した意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第二十三条の四 第二十一条の三第二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をす

る場合について準用する。

- 一 開示等決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示等決定(審査請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る自己情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(苦情の処理)

第二十四条 実施機関は、この条例による実施機関の個人情報等の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

#### 第七章 事業者に対する指導及び勧告等

(区長の指導及び勧告等)

第二十五条 区長は、事業者が事業活動を行うに当たって、個人情報に係る区民の基本的な権利を著しく侵害する行為をしていると認めるときは、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。

- 2 区長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
- 3 区長は、事実を公表しようとするときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。

(事業者に対する個人情報の保護の意識啓発等)

第二十六条 区長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

(出資法人の義務)

第二十七条 区が出資する法人で区長が指定するものが個人情報等を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、個人情報等の保護について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理者に対する特例)

第二十七条の二 第二章から第四章まで(第十条及び第十二条の二を除く。)の規定及び第二十四条の規定は、指定管理者が公の施設の管理の業務に関して個人情報等を取り扱う場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 2 前項に規定する場合において、指定管理者が次に掲げる行為を行うときは、当該指定管理者に係る実施機関(以下「指定実施機関」という。)を通じて行うものとする。

- 一 第七条第二号、第八条第二項第六号若しくは第三項、第十四条第二項第四号若しくは

- 第三項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第三号、第十五条の三第二号又は第十五条の四第一項第二号の規定の準用により運営審議会の意見を聴くとき。
- 二 第九条第一項から第三項まで（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により、個人情報業務登録簿に業務を登録し、又は登録を抹消し、若しくは修正するとき。
- 三 第九条第四項（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十四条第五項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第四項、第十五条の二第三項又は第十五条の四第三項の規定の準用により運営審議会に報告するとき。
- 四 第九条第五項（第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の準用により個人情報業務登録簿を閲覧に供するとき。
- 五 第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第三項又は第十五条の二第二項の規定の準用により記録した事項を閲覧に供するとき。
- 3 前項第一号の場合において、既に指定実施機関が同号に掲げる規定により運営審議会の意見を聴いているときは、指定管理者が同項の規定により指定実施機関を通じて意見を聴いたものとみなす。
- 4 第五章の規定は、指定管理者保有個人情報等（公の施設の管理の業務に関して指定管理者が保有する個人情報等をいう。次項において同じ。）の開示、訂正等の手続について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 5 前項の規定により準用する第十六条第一項、第十七条、第十八条第一項若しくは第二項又は第十九条第一項、第二項若しくは第三項の規定による請求があったときは、指定管理者は、請求に係る指定管理者保有個人情報等及び指定実施機関が必要と認めた資料を指定実施機関に提出しなければならない。
- 6 第四項の規定により準用する第二十二条第一項の規定により指定実施機関が請求に応じることの決定を行ったときは、指定管理者はこれに従わなければならない。
- 7 第九章の規定の適用に当たっては、公の施設の管理の業務に関して指定管理者が保有する個人情報は、指定実施機関の保有個人情報とみなす。

## 第八章 雑則

（制度運営への区民参加）

第二十八条 区長は、この条例による個人情報保護制度の運営に関して区民の意見を反映さ



せるよう、必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(費用負担)

第二十九条 この条例の規定による自己情報の閲覧及び視聴並びに訂正、削除、利用の中止及び提供等の中止に係る費用は、無料とする。

2 この条例の規定による自己情報の写しの交付を受ける者は、当該情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

(他の制度との調整)

第三十条 他の法令の定める手続により、実施機関に対して自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止又は提供等の中止その他これらに類する請求(自己に関する保有特定個人情報の開示の請求を除く。)ができる場合には、それぞれの定めるところによる。

2 この条例の規定は、実施機関が管理する施設等において区民の利用に供することを目的とする図書、資料、刊行物等については、適用しない。

(運用状況の公表)

第三十一条 区長は、毎年一回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(国等への要請)

第三十二条 区長は、個人情報等の保護を図るため必要があると認めるときは、国その他の公共団体等に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

## 第九章 罰則

(罰則)

第三十四条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第十二条の二第一項に規定する受託業務等に従事している者若しくは従事していた者(以下「職員等」という。)が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 職員等がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人

又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 偽りその他不正の手段により、第二十一条の規定による開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成五年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

(事前準備)

2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を図るため、実施機関は、業務の登録、この条例の規定により運営審議会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他の必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例施行の際、実施機関が現に行っている個人情報に係る業務の登録については、第九条第一項中「個人情報に係る業務を新たに開始するときは、あらかじめ業務ごとに次に掲げる事項」とあるのは、「現に行っている個人情報に係る業務について、次に掲げる事項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

4 前項の規定により、実施機関が業務の登録をする際、既に行った、又は現に行っている当該登録に係る個人情報の収集、保管及び利用については、この条例の規定により行った収集、保管及び利用とみなす。

(東京都文京区行政情報の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に、東京都文京区行政情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(平成五年三月文京区条例第九号)による改正前の東京都文京区行政情報の公開に関する条例(昭和六十年十二月文京区条例第二十五号。以下「改正前の情報公開条例」という。)第九条の規定に基づき行われた自己に関する情報(改正前の情報公開条例第八条第一項第二号本文に該当する行政情報に限る。)の公開請求及び申請並びに改正前の情報公開条例の規定に基づいて行われた当該請求又は申請に対する決定及びそれらに係る手続は、この条例の相当規定に基づいて行われた請求、決定及びそれらに係る手続とみなす。

付 則（平成一四年三月二六日条例第四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。  
（東京都文京区電子計算組織の運営に関する条例の廃止）
- 2 東京都文京区電子計算組織の運営に関する条例（昭和五十二年四月文京区条例第二号）は、廃止する。

付 則（平成一七年三月八日条例第二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二章中第九条の次に一条を加える改正規定及び本則に一章を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の文京区個人情報の保護に関する条例（以下「新条例」という。）第十六条第三項、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた第十六条第一項の規定による開示の請求について適用し、施行日前に行われた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 第二章中第九条の次に一条を加える改正規定の施行の際、実施機関が現に個人情報ファイルを保有している場合の新条例第九条の二第一項の規定の適用については、同項中「個人情報ファイルを保有しようとするとき」とあるのは「現に個人情報ファイルを保有しているとき」とする。

付 則（平成一九年三月一日条例第六号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年一〇月一日条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二七年三月三日条例第三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二七年一〇月一日条例第四〇号）

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

付 則（平成二八年三月三日条例第四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号）第二十条第一項又はこの条例による改正前の文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年三月文京区条例第六号）第二十三条第一項の規定（以下「旧規定」という。）に基づき文京区情報公開及び個人情報保護審査会が現に受理した救済の申出については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に実施機関が行ったこの条例による改正前の文京区情報公開条例による行政情報の公開に関する決定等又はこの条例による改正前の文京区個人情報の保護に関する条例第二十一条第一項の規定に基づく請求に応じないこととする決定について不服がある者は、当該決定等を受けた者が当該決定等を知った日の翌日から起算して六十日を経過するまでの間、文京区情報公開及び個人情報保護審査会に対し、なお旧規定に基づく救済の申出を行うことができる。ただし、当該決定等があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、この限りでない。

付 則（平成二九年三月七日条例第一号）

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

付 則（令和三年九月三〇日条例第二四号）

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中文京区個人情報の保護に関する条例第十五条の二第二項及び第三項並びに第二十二条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。